

メンテにゆ〜す

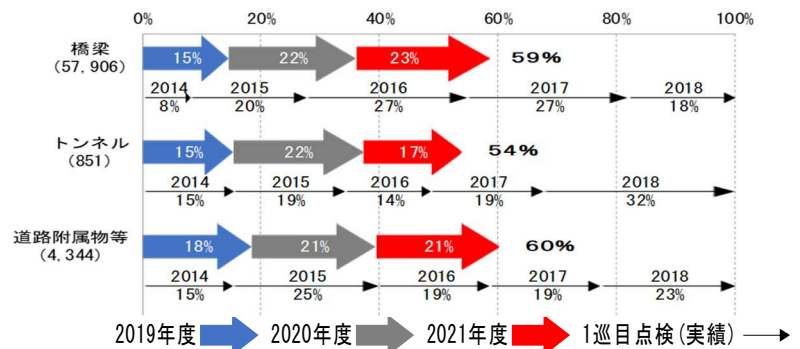
発行：国土交通省近畿道路メンテナンスセンター、R5.1 版

～ “近畿における道路メンテナンスの概要” ～

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解いただくため、点検の実施状況や結果等を調査し、毎年「道路メンテナンス年報」としてとりまとめております。直近では令和4年8月に国土交通省ホームページにて発表しています。今回はその中より、近畿地方整備局管内（滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、福井県）の状況について紹介します。

●点検の進捗

平成26（2014）年より、道路管理者は、全ての橋梁・トンネル・道路付属物等（シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等）について、5年に1度、近接目視で点検を行っています。令和元年度から2巡目の点検に入り、着実に進捗しています。

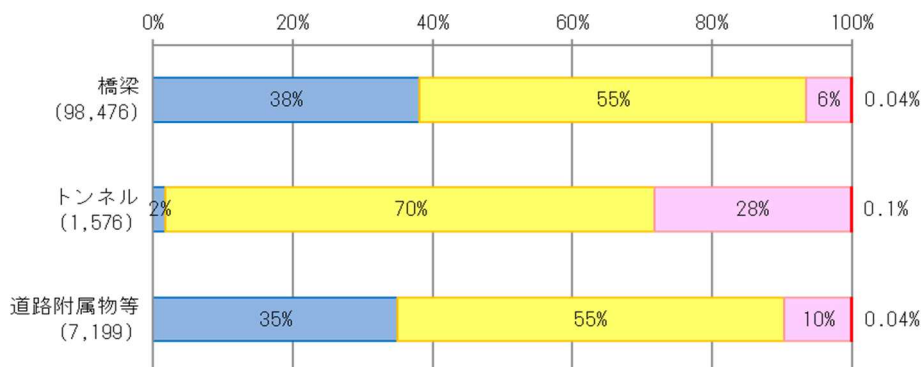


●平成26年度～令和3年度の点検結果

点検の結果において、健全性は、I～IVの4段階に区分します。定義については右表のとおりです。健全性の公表は、1巡目、2巡目共に点検した構造物については、最新（2巡目）の結果を採用しています。

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【全管理者の点検結果】



全管理者とは、
 ・国土交通省
 ・都道府県
 ・政令市
 ・市区町村
 ・道路会社
 を指しています

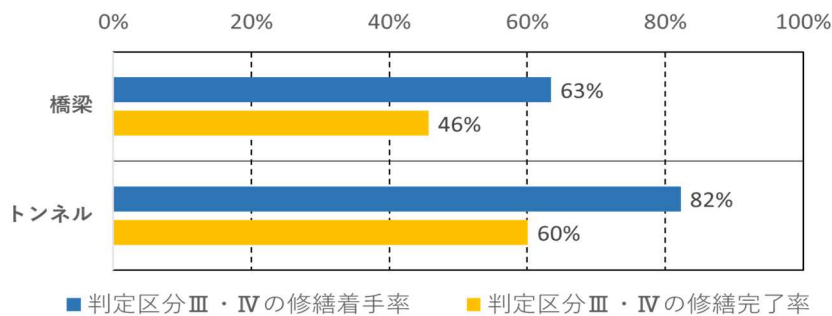
●点検の結果をどう利用するの？

点検の結果を受けて、補修や補強を行うこととなります。健全性の区分Ⅳ（緊急措置段階）と診断したときは、直ちに補修や補強を行います。その工事に時間がかかる場合は、暫定的に支える部材を設ける（仮受け）、供用している車線を減らす（車線規制）、さらには通行止めをすることがあります。

健全性の区分Ⅲ（早期措置段階）は、数年以内に補修や補強を行うこととなります。

平成26年度～令和3年度の点検結果Ⅲ・Ⅳの措置状況について、橋梁とトンネルの状況をグラフで示します。

【近畿の措置状況】



●どんな補修を行うの？（橋梁の場合）

最も一般的な補修は、鋼材の再塗装です。鋼材が著しく錆びて（腐食）板厚が減少しているときは、別の鋼板を重ねて補修（当て板補強）します。



当て板補強と再塗装



鉄筋コンクリートの鉄筋や鋼線が錆び、コンクリートが剥がれた（剥離・鉄筋露出）ときは、部材形状を元に戻し（断面修復）ます。



断面修復と表面被覆



～終わり～